

令和 6 年 第 2 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和6年2月26日（月）

色麻町農業委員会進行録

令和6年2月26日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 地	菅 原 隆 行
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 地	阿 部 きよ子
5	農 政	佐々木 範 雄
6	農 政	佐 藤 勝
7	農 政	堀 籠 慶 浩
8	農 政	武 田 公美子
9	農 政	齋 條 仁 美
10	農 地	早 坂 孝 悦
11	農 地	大 泉 貞 行
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 11名 ・ 欠席委員 1名

・会議録書記 遠 藤 由 美 ・ 事務局長 山 崎 長 寿

議決事項 議案第4号 農地法第3条の規定による許可決定について
 議案第5号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
 議案第6号 農用地利用集積計画一括方式（案）の意見決定について
 議案第7号 非農地証明願について

議 長	皆様、大変ご苦勞様です。 定刻でございますので、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は11名、欠席1名でございます。7番 堀籠慶浩委員より欠席の連絡をいただいております。 定足数に達しておりますので、第2回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
議 長	それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	それでは、4番 阿部きよ子 委員、5番 佐々木範雄 委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・ それでは議事に入ります。
議 長	議案第4号、農地法第3条の規定による許可決定について、を議題と致します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	議案第4号、農地法第3条の規定による許可決定について。 農地法関係事務処理要領の第1の2の（1）の規定により、意見を決定するため審議されたい。 記書きについては、省略させていただきます。
議 長	事務局より番号2番の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号2番 権利の種類、所有権移転、有償、渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 清水字堀ノ内○番地、地目田、地積○㎡、10アール当たり○○円です。申請事由につきましては、離農でございます。 受人の○○さんは現に当該ほ場を耕作しており、家族経営で労力総数は3人で農作業への従事日数及び機械等の所有面からも問題はなく、農地を効率的に利用できるかと判断しております。資料1頁から2頁をご覧くださいご審議いただきますようお願いいたします。

議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 8 番 武田公美子 委員よりお願いします。
武田委員	それでは、番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。 去る 2 月 1 3 日、堀籠会長、齋條委員、それと私と、山崎事務局長の 4 名で確認を行いました。 確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、現に〇〇さんが耕作を行っているほ場であり、適切に管理されておりました。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議 長	ご苦労様でした。現地調査の報告が終わりました。 それでは、ご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号 2 番については、可と決しました。 次に事務局より番号 3 番の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 3 番 権利の種類、所有権移転、有償、渡人 〇〇さん、受人 〇〇さん、申請地 高城字新沼袋〇番地、地目田 地積〇㎡ 外〇筆 合計〇㎡です。申請事由につきましては、規模縮小でございます。 受人の〇〇さんの農作業への従事日数及び機械等の所有面からも問題はなく、農地を効率的に利用できると判断しております。 資料 3 頁から 4 頁をご覧くださいご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 9 番 齋條仁美 委員よりお願いします。
齋條委員	それでは、番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。 去る 2 月 1 3 日、堀籠会長、武田委員、それと私と、山崎事務局長の 4 名で確認を行いました。 確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、現に耕作しているほ場で適切に管理されておりました。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議	長	ご苦労様でした。現地調査の報告が終わりました。 それでは、ご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議	長	全員賛成ですので、番号３番については、可と決しました。 以上で、議案第４号農地法第３条の規定による許可決定については、原案のとおり許可決定することを可といたします。
議	長	次に議案第５号基盤強化法による農用地利用集積計画（案）の意見決定について、を議題といたします。 おはかりいたします。議案第５号の審議件数が番号２６番から５２番までの２７件ありますので、審議の進め方ですが１月会議で行いました、事務局から議案の説明と朗読は最初、申請番号２６番から３０番まで行い、決定の可否の発言も番号２６番から３０番まで一括しての審議とさせていただき、その後、５件毎進めていきたいと思いますがこれにご意義有りませんか。 【「異議なし」の声あり】
議	長	異議なしの声がありますが、申請５件毎を一括しての審議とすることに異議のない方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議	長	全員賛成ですので議案第５号番号２６番から３０番までは申請５件毎に一括しての審議とさせていただきます。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長		議案第５号、農用地利用集積計画（案）の意見決定について。 基盤強化法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画（所有者移転及び貸借権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第９の３の（１）の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議されたい。 記書きにつきましては、省略させていただきます。
議	長	事務局より番号２６番から番号３０番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長	番号２６番 権利の種類、所有者移転、有償、渡人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、受人 ○○さん、土地の住所 四竈字五郎太郎○番地 地目田、地積○㎡、外○筆、地積合計○㎡、契約金額○○円、利用目的は水稻の耕作です。 受人の○○さんは、これまでも当該ほ場を耕作しており、労働力及び機械等の面からも農地を効率的に利用するものと判断しております。 番号２７番 権利の種類、所有者移転、有償、渡人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、受人 ○○さん、土地の住所 四竈字新上新田○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、契約金額○○円、利用目的は水稻の作付です。 番号２８番 権利の種類、所有者移転、有償、渡人 ○○さん受人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、土地の住所 王城寺字新下川原○番地○、地目田、地積○㎡、契約金額は○○円、売渡理由は規模縮小です。 なお、資料５頁をご覧くださいご審議いただきますようお願いいたします。 番号２９番 権利の種類、所有者移転、有償、渡人 ○○さん、受人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、土地の住所 王城寺字新下川原○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、売渡理由は規模縮小、契約金額○○円でございます。 資料６頁をご覧くださいご審議いただきますようお願いいたします。 番号３０番 賃貸借権新規設定 でございます。渡人 ○○さん 受人 ○○さん、申請地 一の関字新高野○番地、地目田 地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間です。
議 長	内容の説明が終わりました。 それでは、番号２６番から３０番までのご発言をいただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号２６番から番号３０番については、可と決しました。 次に事務局より、番号３１番から番号３５番の朗読と説明をお願い

いたします。

事務局長

番号３１番 貸借権設定新規 でございます。渡人 ○○さん 受人 ○○さん、申請地 四竈字新柳町○番地○、地目田 地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間です。

番号３２番 貸借権設定新規 でございます。渡人 ○○さん 受人 ○○さん 申請地 黒沢字新望月○番地、地目田 地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料は総額○○円、期間は１年間です。

番号３３番 貸借権設定新規 でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 小栗山字新下原○番地○、地目田、地積○㎡、賃借料は総額○○円、期間は１年間です。

番号３４番 貸借権設定新規 でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 小栗山字新下原○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料は総額で○○円、期間は５年間です。

番号３５番 貸借権設定新規 でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 王城寺字新横内○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間です。

議 長

内容の説明が終わりました。

それでは、番号３１番から３５番までのご発言をいただきます。

大泉委員

番号３２番、３３番の契約期間が１年の理由を教えてください。

事務局長

以前はこの両件につきましては○○さんが請け負っておりましたが、○○さんが体調不良により療養中でございます。受人の○○さんの考えといたしましては、療養終了後の復帰を見越んで、まずは１年の契約ということのお話でした。その時点でまだ復帰できないのであれば、更新していくということでございます。

議 長

そのほかありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長

全員賛成ですので、番号３１番から番号３５番については、可と決しました。

次に事務局より、番号３６番から番号４０番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号３６番 貸借権設定新規でございます。渡人 ○○さん外、受人 ○○さん、申請地 大字新手倉○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は１０年間です。

番号３７番 貸借権設定新規でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 四竈字新根岸○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間、但し、１年目は無償とする。

番号３８番 貸借権設定新規でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 四竈字徳明西、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間、但し、１年目は無償とする。

番号３９番 貸借権設定新規でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 四竈字新上新田、地目田、地積１，８８９㎡、外１０筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり，○○円、期間は５年間、但し、１年目は無償とする。

番号４０番 貸借権設定新規でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 四竈字新下原○番地○、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間です。

議長 内容の説明が終わりました。

それでは、番号３６番から４０番までのご発言をいただきます。

鎌田委員 番号３７番から３９番まで、「但し、１年目は無償とする。」ということですが、この理由は何ですか。

事務局長 この方のは場は、３年くらい耕作しておらず結構繁茂している状態です。少し手をかけないと耕作できない状態だということで、１年目はは場の整備をする期間としたいということで無償にさせていただくということです。

鎌田委員 収益が上がらないから１年無償ということですか。

事務局長 その通りです。

大泉委員	今の件につきまして、パトロールなどで見ていたわけですが、事務局の努力によってこういう風に解決できるということはありがたいことだと思います。
議 長	そのほかありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号36番から番号40番については、可と決しました。
議 長	おはかりいたします。番号41番については、大泉会長職務代理が受手となる案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議が終了するまで退席いただきます。 (大泉委員退席)
議 長	41番については、1件だけの審議とさせていただきます。 それでは、事務局より番号41番の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	番号41番 貸借権設定新規 でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 四竈字新田中○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料10アール当たり○○円、期間は5年間です。
議 長	内容の説明が終わりました。 それでは、番号41番についてご発言をいただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号41番については、可と決しました。 (大泉委員入室)

議 長	それでは、事務局より番号４２番から番号４６番までの朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	番号４２番 貸借権設定新規でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 一の関字新要害○番地、地目田、地積○㎡、賃借料 １０アール当たり○○円、期間は１０年間です。 番号４３番 貸借権設定新規でございます。渡人 ○○さん外○名、受人 ○○さん、申請地 四竈字東原○番地○、地目現況畑、地積○㎡、賃借料 １０アール当たり○○円、期間は１０年間です。 番号４４番 貸借権再設定でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 四竈字大原○番地、地目畑、地積○㎡、賃借料 １０アール当たり○○円、期間は３年間です。 番号４５番 貸借権再設定でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 四竈字大原○番地、地目畑、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料 １０アール当たり○○円、期間は３年間です。 番号４６番 貸借権再設定でございます。渡人 ○○さん、外○名、受人 ○○さん、申請地 四竈字大原○番地、地目畑、地積○㎡、賃借料 １０アール当たり○○円、期間は３年間です。
議 長	内容の説明が終わりました。 それでは、番号４２番から４６番までのご発言をいただきます。
佐藤委員	４３番、畑ということですが、賃借料○○円という金額はどのように設定されたのかお伺いしたい。畑だともう少し低いのではないのでしょうか。
事務局長	新規設定ではございますが、○○さんのお父さんが設定されていたものを息子さんが引き継いだという形でございます。その畑に何を小作しているか確認していませんが、これまでの金額ということで承っております。
議 長	牧草と野菜です。もともと田だったが、水揚げができずそのままになっていたところです。
早坂（成）委員	４４番から４６番、賃借料○○円は今回の契約からの金額か、以前からの金額か。

事務局長	今回、減額になっています。
大泉委員	単価が下がるのはしょうがないにしても、何回も言っておりますが、この案件に関しては再設定なので認めざるを得ないでしょうが、周辺に迷惑をかけないように管理をお願いしたい、という意見だけだしておきます。
議 長	許可を発行するときに指示しておきます。 そのほかございませんか 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号４２番から番号４６番については、可と決しました。 次に事務局より、番号４７番から番号５１番の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	４７番、４８番の件につきまして、賃貸借権の期間が議案書は１０年となっておりますが、５年間の誤りでしたので訂正をお願いします。
事務局長	番号４７番 貸借権再設定 でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 四竈字大原○番地○、地目畑、地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間です。
事	番号４８番 貸借権再設定 でございます。渡人 ○○さん外○名、受人 ○○さん、申請地 四竈字大原○番地○、地目畑、地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間です。
	番号４９番 貸借権再設定 でございます。渡人○○さん、受人 ○○さん、申請地 高根字新浜ノ沢○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間です。
	番号５０番 貸借権再設定 でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 高城字中上高城○番地○、地目田、地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間です。
	番号５１番 貸借権再設定 でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 四竈字東原○番地○、現況地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は３年間です。

議 長	内容の説明が終わりました。 それでは、番号４７番から５１番までのご発言をいただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号４７番から番号５１番については、可と決しました。 次に事務局より、５２番の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	番号５２番 貸借権再設定 でございます。渡人 ○○さん、受人 ○○さん、申請地 王城寺字新田○番地、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃借料１０アール当たり○○円、期間は５年間です。
議 長	内容の説明が終わりました。 それでは、ご発言をいただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号５２番については、可と決しました。
議 長	以上で、議案第５号農用地利用集積計画（案）の意見決定については、承認することに決しました。
議 長	次に、議案第６号農地中間管理事業法第１９条の２「農地利用集積計画（案）一括方式」の意見決定について、を議題と致します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	議案第６号基盤強化法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱第９の３の（１）の規程により、意見を決定するため審議されたい。 記書については、省略させていただきます。
議 長	事務局より番号１番の朗読と説明をお願いします。

事務局長	番号1番 賃貸借権新規設定、渡人 ○○さん、受人 ○○さん、転貸人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、申請地 王城寺字八原○番地○、地目田、地積○㎡、外○筆、総地積○㎡、賃貸料は10アール当たり○○円、期間は10年間です。 資料7頁をご覧くださいご審議いただきますようお願いいたします。
議長	内容の説明が終わりました。それでは、ご発言をいただきます。
早坂（孝）委員	受人の○○さんは自然農法を行っているようですが、若干ほ場の管理が良くないようなので、周辺に迷惑にならないよう指導していただきたい
議長	これまでも指導はしてきているが、なお改めて指導していきます。 この案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【「全員「挙手」あり」】
議長	全員賛成ですので、番号1番については、可と決しました。
議長	議案第7号、非農地証明願について、を議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	議案第7号、非農地証明願について。 非農地証明願を受理したので当該土地を調査した結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議されたい。
議長	番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号3番、当該農地は農用地区域外にある農地で、土地の住所、志津字鷹巣石渕○番地、登記簿地目畑、現況地目宅地、地積○㎡、申請内容につきましては、昭和50年10月に○○さんの父、○○さんが居宅を建築した場所に、許可後、居宅の新築を予定しているとのことでした。 詳細につきましては、資料8頁から15頁をご覧くださいご審議い

ただきますようお願いいたします。

議 長

内容の説明が終わりました。
現地調査の報告を 8 番 武田公美子 委員よりお願いします。

武田委員

それでは、番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。
去る 2 月 1 3 日、堀籠会長、齋條委員、それと私と山崎局長の 4 名
で確認を行いました。
先ほど事務局の説明にもありましたが、現に居宅として利用されて
おり、農地ではないことを確認してきました。
委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議 長

ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言をいただきます。
【「異議なし」の声あり】

議 長

異議なしの声がありましたが、承認することに異議のない方は挙手
をお願いします。
【全員「挙手」あり】

議 長

全員異議なしですので、番号 3 番は可と決しました。

議 長

以上で、本日附議されました案件については全部終了いたしました。
これをもちまして、第 2 回色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 1 0 時 0 0 分

閉会時刻：午前 1 0 時 4 5 分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和 6 年 2 月 2 6 日

議 長（会長） 堀 籠 勝 恵 ⑩

署 名 委 員 阿 部 きよ子 ⑩

署 名 委 員 佐々木 範 雄 ⑩